

## 今後の市の対応について

令和2年5月15日

新型コロナウイルス感染症三次市対策本部

国の緊急事態宣言の解除を受け、5月15日に開催された新型コロナウイルス感染症広島県対策本部本部員会議において、県内の施設に対する休業要請の段階的な緩和が決定された。

本市におけるイベントの取扱い及び施設利用の中止については、4月28日の対策本部会議において、5月31日まで継続することとしたところであるが、国及び県の対応を踏まえ、今後新たな感染等がない場合、次のとおり取り扱う。

### 1 三次市主催のイベントの取扱いについて

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部が令和2年5月15日に制定した「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」（以下「県の対処方針」という。）2（5）に準じて取り扱う。

### 2 施設利用の取扱いについて

市が管理する施設については、県が示す感染防止対策を講じた上で、5月20日から利用を開始する。

ただし、施設の貸室・貸館利用及び屋内外の体育施設の団体利用については、5月31日までを周知・準備期間とし、6月1日から利用を開始する。

また、5月31日まで、トレーニング施設については利用を中止する。

なお、指定管理者に対してもこの旨を要請する。

### 3 市役所の体制について

職員のBCP体制については、5月19日までとする。

なお、5月20日以降、県の対処方針「4 事業者に対する要請」を踏まえ、本市の状況に合わせた感染防止対策を推進する。

### 4 市民への呼びかけについて

県の対処方針「3 県民に対する要請」の（1）～（7）に加え、国の専門家会議の提言で示された、感染症の拡大防止のための「新しい生活様式」の具体的な実践例について、わかりやすい周知を図る。